新　行　動　計　画　全　体　像（案）

別紙1

1. 基本姿勢

市民･事業者･教育関係者と協力連携し男女共同参画を推進する

2. 体　系

男女共同参画社会の実現

―基本目標―	―施策の方向― 【条例の条項】	―取組むべき施策― ゴシック：重点施策
Ⅰ **男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重** 男女が個人としての尊厳が重んじられ，性別による差別的取扱いを受けることなく個人として能力を発揮できるよう，男女共同参画意識の醸成を図り，性別による固定的な役割分担意識の解消，男女の人権侵害の防止に努める。	1 **男女平等意識の啓発に努める** **〔第3条　男女の個人としての尊厳の尊重〕**	（1） **啓発のための広報媒体の活用** （2） **意識啓発のための講座，イベント等の実施**
	2 **男女共同参画に関する教育・学習を推進する** **〔第19条　教育分野での取組等〕**	（1） **子どものときから性別にとらわれない教育等の支援** （2） 男女平等意識を育む学校教育の推進 （3） 男女の性別にとらわれない家庭教育･社会教育の充実
	3 **男女の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶に努める** **〔第21条　性別による権利侵害の禁止〕** **〔第22条　性別による権利侵害等に関する相談への対応〕**	（1） **人権尊重と女性に対する暴力根絶に向けた取組の推進** （2） セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 （3） 性の商品化の防止
	4 **生涯を通じた男女の健康を支援する** **〔第3条　男女の生涯にわたる健康の確保〕**	（1） **性と生殖に関する知識の普及** （2） 生涯を通じた男女の健康支援
	5 **国際的視野をもつ男女共同参画の促進に努める** **〔第3条　国際社会における動向の留意と協調〕**	（1） 在住外国人への支援 （2） 国際理解の推進
Ⅱ **あらゆる分野における男女共同参画の促進** 男女が社会の対等な構成員として，社会のあらゆる分野において参画する機会を確保するとともに，リーダー養成などの人材育成に努める。	6 **地域社会における男女共同参画の促進に努める** **〔第20条　地域での取組等〕**	（1） **男女の地域社会活動への参加促進**
	7 **政策・方針決定過程への女性の参画促進に努める** **〔第3条　方針の立案及び決定への参画機会の確保〕** **〔第14条　積極的改善措置〕**	（1） **政策・方針決定過程への女性の参画促進**
	8 **女性の人材の発掘と育成に努める** **〔第10条　人材の育成〕**	（1） **女性のリーダーの育成** （2） **女性の人材に関する情報の収集・整備・提供**
Ⅲ **男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備** 男女共同参画社会の実現に向けた環境を整えるため，家庭生活における活動と職場その他の活動とを両立して行うことができるように社会的支援の充実に努める。	9 **家庭生活とその他の活動の両立支援に努める** **〔第3条　家庭生活における活動と他の活動との両立〕** **〔第17条　家庭での取組等〕**	（1） 就労意識の啓発 （2） **子育て･介護サービスの充実** （3） **地域における子育て･介護支援**
	10 **就業の分野における環境の整備を促進する** **〔第18条　職場での取組等〕**	（1） 職業能力開発の促進 （2） 再雇用支援の推進 （3） **就業環境の改善意識の啓発** （4） 起業に対する支援
	11 **高齢社会における生活環境の整備に努める** **〔第3条　性別役割分担意識を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択〕**	（1） 高齢期の生活基盤の整備 （2） **高齢期の生きがい対策の充実** （3） 介護予防の促進
	12 **ひとり親家庭，障害のある人が安心して暮らせる環境の整備に努める** **〔第3条　性別役割分担意識を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択〕**	（1） **ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の充実** （2） 障害のある人の生活の安定と福祉の充実
	13 **市民団体等との連携，活動の支援をおこなう** **〔第11条　活動の支援〕**	（1） **あらゆる市民組織等との連携** （2） 活動拠点の整備・充実

3. 推進体制

男女共同参画を推進する体制の整備･充実

- **総合的な推進体制を充実する**